十八　個人番号カード等省令第二十七条第二項の規定による求めの受理又はその求めに係る事実についての審査
十九　個人番号カード等省令第二十八条第一項の規定による求めの受理、その求めに係る事実についての審査若しくはその求めに係る再交付又は同条第二項若しくは第五項の規定により返納される個人番号カードの受領
二十　個人番号カード等省令第三十二条の二の規定による提供
二十一　個人番号カード等省令第三十三条第二項若しくは第三項に規定する届出の受理若しくはそれらの届出に係る事実についての審査又は同条第二項若しくは第三項の規定による設定
二十二　番号利用法附則第三条第二項若しくは第三項（番号利用法施行令附則第三条において準用する場合を含む。）の規定による指定若しくは通知又は番号利用法附則第三条第四項（番号利用法施行令附則第三条において準用する場合を含む。）において準用する番号利用法第八条第一項の規定による通知若しくは求め若しくは同条第二項の規定による通知を受けること。
（法別表第十九号の総務省令で定める事務）

第十九条　法別表第十九号の総務省令で定める事務は、都道府県知事又は指定都市の長が作成する知的障害者（知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者をいう。以下この条において同じ。）に関する情報を記載した手帳の交付に関する事務（当該手帳の交付に係る判定及び判定結果が記入された申請書の都道府県知事又は指定都市の長への送付並びに障害の程度の確認のための判定、当該手帳の交付を受けた知的障害者又はその保護者への当該手帳の返付及び判定結果の都道府県知事又は指定都市の長への通知を除く。）とする。
（法別表第二十号の総務省令で定める事務）

第二十条　法別表第二十号の総務省令で定める事務は、市町村の長が作成する印鑑に関する証明書の交付に関する事務とする。
（地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務）

第二十一条　地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務は、学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第四条の規定による通知とする。
（法別表第二十四号の総務省令で定める事務）

第二十二条　法別表第二十四号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　行政手続法（平成五年法律第八十八号）第五条第一項の規定による審査基準の定め及びその基準の公表
二　行政手続法第六条の規定による標準処理期間の定め及び公表
三　行政手続法第七条の規定による申請の補正の求め又は当該申請により求められた許認可等（同法第二条第三号に規定する許認可等をいう。）の拒否及び同法第八条第一項の規定による理由の提示
四　行政手続法第九条の規定による処分の時期の見通しの提示又は申請に必要な情報の提供
五　行政手続法第十条の規定による申請者以外の者の意見の聴取
六　行政手続法第十一条第二項の規定による申請の審査の促進

附　則

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。